

# 教員免許更新制廃止!!

## 7月1日時点で有効な教員免許状は手続きなく永久免許状に!

5月11日、「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が可決成立しました。これにより、**2009年に導入されてから14年間教員を苦しめてきた教員免許更新制が廃止されます**。全教・兵庫教組は、制度導入によって凶らずも教員免許を失う「うっかり失効」や更新時講習の負担など、制度の問題を訴え、強く廃止を求めてとりくんできました。2021年には「教員免許更新制の廃止を求める『私のひとこと』署名」を行ってわずか2ヶ月足らずで3万7000筆を集め、文科省に教職員一人ひとりの思いを届けました。その声が国を動かす力となり、制度廃止を実現させました。

改正教育職員免許法は7月1日に施行され、その時点で有効な教員免許状は手続きすることなく「有効期限のない免許状」となり、施行日前に有効期限を超過した教員免許状は「失効」となるものの、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで「有効期限のない免許状」の授与を受けることが可能とされました。

兵庫県教育委員会は、施行後の教員免許状の取扱いについて、5月25日に現職教員に対しての周知と今後の臨時的任用教員の任用等の参考とするように通知を発出しました。説明に来局した教職員企画課免許班長とのやりとりは以下の通りです。



**みんなの声が廃止の大きな力に!!**

教職員企画課● 兵庫教組○

- 「改正教育職員免許法施行後の教員免許状の取扱いについて（通知文）」を発出するので、お持ちしました。ポイントは2つです。
- ①施行日時点（7月1日）で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続きなく有効期限のない免許状となります。
- ②施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状を受け取ることができます。
- 令和4年3月31日に65歳で退職した人が、免許更新をしていない場合は、失効となり再授与申請の手続きが必要となるということですか。
- その通りです。その方の免許状の有効期限は令和4年3月31日であったはずなので、7月1日時点ではその免許は失効していることとなります。
- 令和3年3月31日に63歳で退職された方は、どうか。
- その方の免許の有効期限は、65歳の令和5年3月31日なので、現在も免許自体は有効期限内になります。その免許は「休眠状態」とし、手続きの必要はありません。
- 現職の教員は、すでに更新講習を受けていれば、何もしなくてもよいということですか。
- 7月1日時点で免許が有効期限内であれば何も必要ありません。

今回の法改正は、教免法の改正と同時に教特法も改正し、免許更新制の廃止後に「研修を管理する」ことも可決されました。「研修の管理の義務付け」は、「研修の押し付け」を強化する恐れがあります。教職員にとって研修は必要ですが、それは本来強制されるものではなく、自主的・自発的に行われるべきものです。「研修の管理・強化」には引き続き反対の声を上げていきましょう。

**研修の管理や押し付けでなく、「子どもたちの成長・発達の保障」のため、今こそ自主的・自発的な研修を!!**